

令和7年度 第24回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和7年6月19日(木) 13:30~14:16
- 2 開催場所 朝来市役所山東庁舎3階大集会室
- 3 出席した農業委員 12人
2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人
1番 米田 隆至委員 13番 西 好朗職務代理
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員
農業委員 寺前 信龍委員 藤井 幸三委員
推進委員 小山 忠幸委員 白瀧 英雄委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第122号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第123号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第124号 非農地証明申請について
日程第4 議案第125号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について
- 8 事務局職員
事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 禎之
- 9 農林振興課職員
副課長 衣川 太郎
- 10 会議の概要
○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
それでは、ただいまから第24回の朝来市農業委員会総会を開会いたします。
既に送付いたしております議案に基づきまして進めさせていただきます。
最初に、石原会長から御挨拶を申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、会長に議長になっていただきまして、進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、座ってやらせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第24回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、7番の細見和範委員と8番の篠岡昌代委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき、進行させていただきます。

日程第1、議案第122号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位231番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。231番の3条申請でございます。航空写真を御覧いただきたいと思っております。場所につきましては、国道429号線播但の朝来インターから約3キロほど神子畑のほうに入らせていただきまして、そこに右側のほうにお家があるんですけども、点在しております農地でございます。このたび、譲渡人の●●さんにつきましては、既に西宮市のほうにおられまして、こちらには帰られないということで、このたび移住の関係で家を世話をされた方がございまして、それに全部農地がついております。今までの農地につきましては、地元の方が管理されておまして、このたびの●●氏につきましては淡路でございまして、朝来に来て農業をやりたいということが希望でございます。ということで交渉が成立しまして、このたびの申請となっております。なお、この中に、ほかにも畑地が申請してあったんですけども、山林等ございまして、このたびの農業委員会には除外を事務局のほうでしていただきました。ありがとうございました。よって、

この申請につきましては、立地条件その他添付同意書も全部得られておりますので、問題なく許可相当と考えております。御審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位232番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位232番の説明をさせていただきます。申請地は、県道岡田林垣線の更杵橋から東河方面に約200メートル行ったところを右折し、さらに約100メートル行ったところの左手になります。当地所有者の●●さんは、現在岡山に在住され、所有されている農地などについては整理を進められていました。林垣に所有されていた家屋は、昨年市の空き家バンク制度を活用し譲渡され、その際一部の畑も譲渡されていましたが、当該農地については譲渡者が見つからず、やむを得ず国庫帰属制度を活用し、国への帰属手続きを進められていたところ、今回、譲受希望者が見つかり、双方で合意されたので3条申請されました。譲受者は、本年2月に市の農業研修制度を活用され、現在、親方の元で農業研修に取り組まれている●●さんの妻●●さんです。研修中は、農地の所有をすることができないため、妻の名義で所有権を取得しようとするものです。●●さんは、将来的には岩津ねぎの栽培に取り組まれたい意向を持っておられます。審議案件資料の各要件も満たしておりますので、許可相当と思いますので、審議のほうよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位233番の提案理由の説明を、地元委員の西委員欠席のため、お隣の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位233番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。申請地は4筆ありますが、どれも県道273号線金浦和田山線沿いにあります。上の2筆は、野村公民館より南東に200メートル行ったところにあります。下の2筆は、そこより金浦向きに東380メートル行ったところ です。

申請地は、以前より●●様が借りられ耕作されておられました。このたび、譲渡人の●●様と合意に至りましたので3条申請がありました。●●様におかれましては、大阪のほうに住所を移され御実家も売却され、こちらに帰ってくる御予定はないようです。営農計画も出されており、何ら問題なく思われます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位234番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付234番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。農地につきましては、朝来市朝来支所の裏通りと申しますか、道で100メートルほど南側に行っていただきますと山手の農地でございます。この農地につきましては、空き家バンク登録されております●●さんの持ち物でございます。後ほど出てきますけども、関連しております空き家バンク付随物件として、今回譲渡人並びに譲受人の契約がまとまりましたので、3条申請となりました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位235番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位235番の航空写真を御覧ください。申請地は、国道312号線加都交差点を安井の方向に上がっていただきまして、踏切より約1キロほど上がったところに今回の申請地がございます。譲受人の●●様におかれましては、市の研修生制度を卒業され就農をされております。今、新井のほうでブルーベリー等を栽培されて営農されております。安井にいい物件があったということで、現在は安井にお住まいを構えられておるところで、その空き家に付随する農地であります。営農計画では、申請地●●番地については菊芋を、申請地●●番地については栗を栽培されるということで伺っております。許可相当と思われまますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位236番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位236番の説明をさせていただきます。和田山出石線を行きますと高生田の公民館があります。その100メートル手前に申請地●●番地があります。譲渡人の●●さんは姫路のほうに住まわれており、畑の管理は譲受人の●●さんが、家の前だから草の管理はされていたそうです。何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしく願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位237番から239番、3件の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 説明させていただきます。受付順位237番の航空写真を御覧ください。国道9号線和田山から山東方面に行って、滝田の交差点、ファミリーマートの交差点を右折していただいて、5キロほど進んだところで地図の玉林寺の前の道に出ます。申請地は、その玉林寺から川を挟んで向かい側の●●番地、●●番地になります。譲渡人の●●さんは、

相続で土地を取得されましたが、現在は滋賀県にお住まいで、●●番地については、以前から●●さんが耕作をされていたそうです。今回、その隣の●●番地と一緒に今後も●●さんに世話になりたいということで、今回の申請になりました。

続きまして、238番の航空写真を御覧ください。申請地は、先ほどの申請地から200メートルほど戻っていただいた場所になります。譲渡人の●●さんは、以前農業をされていたんですが、現在譲受人の●●さんのほうに機械等も全て譲渡されて、●●さんが新規就農として現在は頑張っておられます。今回の申請地も、●●さんが育苗田として使われていた土地をそのまま●●さんのほうに譲り渡すということで、今回の申請になっています。

続きまして、239番の航空写真を御覧ください。先ほどの玉林寺から500メートルほど与布土のほうに進んでいただきましたら●●番地があります。そこからさらに200メートルほど進んでいただくと、●●番地と●●番地の申請地があります。譲渡人は、先ほどの237番と同様の●●さんで、譲受人のほうは238番と同じ●●さんになっております。●●番地と●●番地は●●さんが現在も耕作されており、●●番地と併せて今回譲渡されるということになっております。特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位231番から239番の提案理由の説明を、それぞれいただきました。

現地調査委員の白瀧委員のほうから補足説明ございますか。

○白瀧委員 6月4日に、委員4名と事務局員2名の6名で現地調査に参りました。231から239の9件にも現地調査しましたが、今、先ほど説明があったように、何ら問題ないと思われまので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条申請の9件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

細見委員、どうぞ。

○細見委員 先ほどの232番だと思んですけども、研修中のため農地が取得できないというふうに説明されたんですけど、なぜ研修中は農地が取得できないのかというのが、ちょっとよく理解できないなというので、説明をお願いしたいと思います。

○議長 説明できますか。

そしたら、事務局のほうで答えてください。

○事務局 農林振興課の事務になります。これにつきましては、新規就農の研修制度ということで朝来市独自の制度を持ってございます。これにつきましてはの要件の中に、研修中の研修生については、農地の取得っていうのはできないと、研修後にしかできないということで、いわゆる農業は研修中ということになりますので、この研修制度でする場合には。いわゆる開業する際の農業開始したということになるので、農地の取得はNGということになってございます。

○議長 細見さん、よろしいですか。

○細見委員 ただ、研修生というのはこれから農業しようとしてる方なので、その奥さんは取得できるけど本人はできないというのがちょっと、その制度はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけども。

○議長 やる気のある人とその奥さんと。

○事務局 その件につきましては、本来研修生の方には、先ほどもあったように、研修中は農地の取得はできないということで、親方さんであったりとか、近所の方から農地を借りて、自分たちの研修をしているところをやっていくというところなんですけど、この●●さんにつきましては、秋葉台というところもありまして、家の近くで農地を探していたんですけど借りれるところがなくて。まだ親方さんもちょっと離れたところもありますんでというところで、農地を探していたらこの●●さんの農地が出てきたということで、本人の名義ではないんですけど、奥さんの名義であれば今の制度の中では問題ないかなということで、この話を進めさせていただいたと。今後この研修制度につきましては、内容をまた見直しなりとかそういったところも考えて、より研修生が使いやすいような制度に変えていきたいというふうに思っております。

○議長 細見さん、よろしい。

○細見委員 ぜひ、変えていただけたらいいと思います。

○議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、受付順位231番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位232番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
続きまして、233番について採決を行います。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位234番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位235番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位236番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位237番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位238番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
最後に、受付239番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第123号「農地法第5条申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位240番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位240番の説明をさせていただきます。高生田公民館がありまして、その手前100メートルのところが申請地●●番地になります。申請地●●番地と同じで畑で譲受人の●●さん宅の土地に入る通路を広くしたいために、譲渡人の●●さんと話ができましたので、何の問題もないと思いますので、審議のほうよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位240番について、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の藤井委員のほうから補足説明ございますか。

○藤井委員 6月4日の日に6人で現地調査に行っていました。地元委員が言われたとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、5条申請この1件につきまして、御意見、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位240番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第124号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位241番の提案の理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、受付順位241番の航空写真を御覧ください。地図では、左側が国道9号線とかそれからJR山陰線になっております。申請地は、塩田公民館の横の道を真っすぐ行きますと小さな峠があり、その一番上が申請者の家になります。その前の道を挟んで申請地があります。現在は神戸に住んでおられ、今回、家や土地の売買活動を始めようとされたところ、申請地が畑のままになっていることが分かりました。昭和40年頃から駐車場として使っておられ、固定資産税の課税明細書も雑種地になっており気がつきませ

んでした。始末書等も提出され、地元区長さんも同意されており問題はないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位242番の提案事由の説明を、地元委員の太田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付242番の説明をさせていただきます。この農地につきましては、先ほど3条申請により農地を購入されました方がございましたが、空き家バンクに登録されておりまして、その空き家バンクに登録した土地が相続をされまして、所有者が登記をしようとしたところが今非農地の理由として、昭和51年頃から母屋を増築してきたという経緯がございました。このたび、この農地を分筆し、現況に合わそうということで、今回の非農地証明申請となりました。始末書も添付されておりますので、許可相当と思います。よろしく願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位243番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼をいたします。それでは、受付順位243番の説明をさせていただきます。航空写真、一番最後になります、御覧ください。こちらのほう、和田山方面から国道312号線を行き、生野支所に向かい国道429号線を銀山湖方面に1.5キロメートルほど向かった地点になります。一方通行の道と下、上がりますのは市川と国道429号線ということになります。所有者の●●様は、現在は円山地区にお住まいで、昔の御自宅がこの申請地の前にあります●●番地が●●さんの生家という形になります。今回、申請の理由に当たって御自宅、生家を売却したいという考えがございましたが、この土地が農地であるということから非農地証明の申請をしたところでございます。現在は、落石防止工として擁壁とフェンスで遮られた土地、また、50年前より耕作はしておらず許可相当と思われます。慎重審議、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

受付順位241番から243番につきまして、地元委員から提案理由の説明をいただきました。

現地調査委員の小山委員のほうから補足説明ございますか。

○小山委員 失礼します。6月4日に現地確認を実施しました。3件とも地元委員の説明どおりであり、何の問題もないと思われまますので報告します。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明申請の3件につきまして、御意見、御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位241番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位242番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位243番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第125号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで朝来市農業委員会総会の会議規則第18条に、議事参与の制限の規定がございます。それに基づきまして、●●委員、●●委員、●●委員が、議案第125号の関係者であることから退席を求めます。

それでは、議案第125号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。資料のほうは9ページからになります。まず、農用地利用集積等促進計画の概要となります。今回、利用権の設定に係る面積、筆数、戸数につきましては全て田になります。面積は305,225平方メートル、筆数は207筆となります。また、設定を受ける戸数としましては37戸、設定する戸数としましては138戸となります。設定の概要につきましては、全て使用貸借ということで207筆、そして面積も305,225平方メートルとなります。

こちらの計画の始まりにつきましては、今後の公告日のあとになります。また、契約年数につきましては全て10年契約となっております。また、設定を受ける者、設定する者、また土地の所在地等につきましては、10ページ以降のものとなっております。今回、たくさんの計画案になりますので、御審議のほういただきたいというふうに思っております。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第125号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、●●委員、●●委員、●●委員、お帰りください。

以上で、本日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

本日は、西職務代理が欠席のため、私のほうから閉会の挨拶をさせていただきます。

○石原会長 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時16分終了)